

新清掃工場整備ニュース

(生活環境影響調査について①)

発行番号: 第 6 号

発行年月: 平成 29 年 10 月

発行者: 立川市環境下水道部

新清掃工場準備室

新清掃工場の生活環境影響調査を進めています!!

環境アセスメントとは

- 環境アセスメント(環境影響評価)は、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが「調査・予測・評価」を行い、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。
- 東京都内では、国が定めた「環境影響評価法」及び東京都が定めた「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントがあります。
- さらに、清掃工場(焼却施設)等は、国が定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による生活環境影響調査があります。

対象となる事業とは

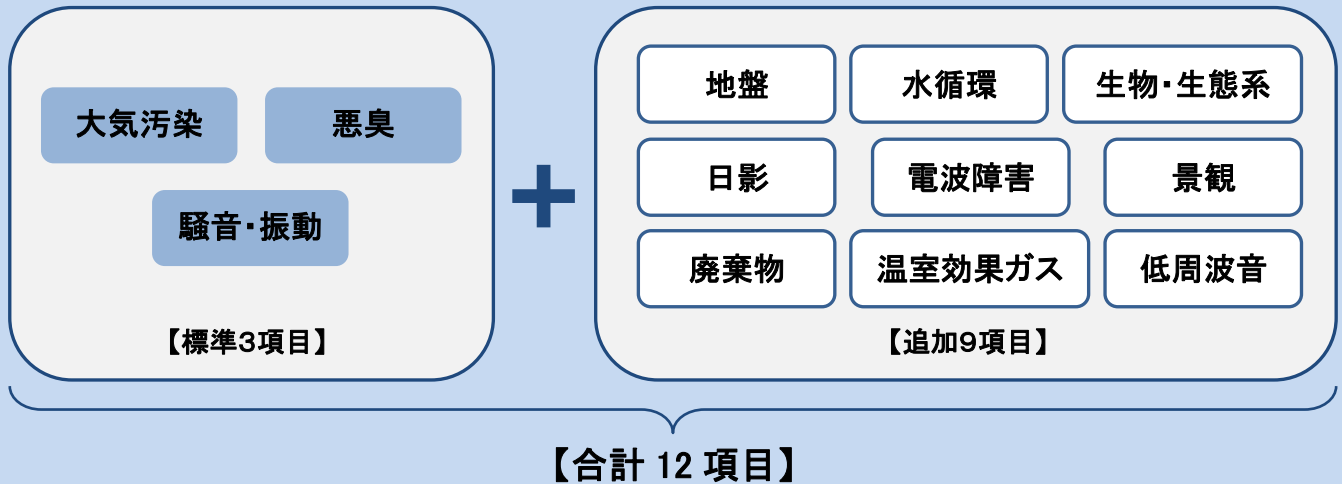
- 「環境影響評価法」では、道路や飛行場、発電所など、事業の種類に応じて対象となる要件が決められていますが、清掃工場(焼却施設)は、対象外となっています。
- 「東京都環境影響調査条例」でも、200t/日未満の清掃工場(焼却施設)は、対象外となっています。
- 一方、「生活環境影響調査」は、原則[※]すべての清掃工場(焼却施設)について、実施が義務付けられています。
- 現在、検討を進めている新清掃工場の施設規模は 130t/日を想定しているため、「環境影響評価法」及び「東京都環境影響評価条例」の対象にはなりません、「生活環境影響調査」の対象になります。

対象事業例	環境アセスメント		生活環境影響調査
	環境影響評価法	東京都環境影響評価条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
高速自動車道	すべて	すべて	対象外
飛行場	滑走路長 2,500m 以上	すべて	対象外
火力発電所	出力 15 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上	対象外
鉄道	長さ 10 km 以上	すべて	対象外
最終処分場	埋立面積 30ha 以上	埋立面積 1ha 以上 又は埋立容量 5 万 m ³ 以上	すべて
清掃工場(焼却施設)	対象外	処理能力 200t/日以上	原則 [※] としてすべて
立川市 新清掃工場	対象外	対象外 (処理能力 200t/日未満のため)	対象

※焼却施設は処理能力 200 kg/時間以上又は火格子面積 2m²以上が対象

本事業における調査・予測項目とは

- 調査・予測項目は、新清掃工場整備基本計画検討委員会等での意見を参考に、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」で示されている標準的な3項目(大気汚染、悪臭、騒音・振動)に、東京都環境影響評価条例等を参考とする9項目(地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス、低周波音)を加えた12項目としています。



大気汚染の調査(例)

■ 大気質調査

測定機器を設置し、外気を7日間吸引し続け、大気汚染物質を測定します。調査機関は7日/季×4季です。



■ その他

上記の大気質調査のほか、風向・風速計等の測定機器を設置し、自動で毎日測定(365日)する地上気象調査や、測定機器を装着したゴム気球を1日6回放球し、上空1500mまでの気象を測定(7日/季×2季)する上層気象調査を実施しています。

問合せ先など

これまでの新清掃工場整備ニュースは、立川市ホームページ「新清掃工場整備ニュース」でご覧いただけます。

「暮らし・環境」→「ごみ・リサイクル」→「清掃工場移転問題」→「新清掃工場整備ニュース」

問合せ先: 環境下水道部 新清掃工場準備室 電話 042-523-2111(内4012)

E-mail shin-seisoukoujou@city.tachikawa.lg.jp